（最終指定親会社における適格中央清算機関に係る経過措置）

第十四条　当分の間、新最終指定親会社告示第一条第七号の三に掲げる用語の意義については、旧銀行告示第一条第七号の三の規定を準用する。この場合において、新最終指定親会社告示第一条第七号の三の規定は、適用しない。

2　当分の間、適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額の算出については、旧銀行告示第二百七十条の八の規定を準用する。この場合において、新最終指定親会社告示第二百四十八条の八の規定は、適用しない。

3　前二項の場合において、旧銀行告示第一条第七号の三及び第二百七十条の八中「銀行」とあるのは、「最終指定親会社」と読み替えるものとする。

○金融庁告示第十四号

銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第一条の三の二第二項の規定に基づき、銀行法施行規則第一条の三の二第二項の規定に基づき金融庁長官が指定する銀行持株会社及びその子会社を次のように定め、平成三十年三月三十一日から適用する。

平成三十年三月二十三日

金融庁長官　森　信親

銀行法施行規則第一条の三の二第二項の規定に基づき金融庁長官が指定する銀行持株会社及びその子会社

（金融庁長官が指定する銀行持株会社）

第一条　銀行法施行規則（以下「規則」という。）第一条の三の二第二項に規定する金融庁長官が指定する銀行持株会社は、次に掲げる者とする。

一　株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ

二　株式会社みずほフィナンシャルグループ

三　株式会社三井住友フィナンシャルグループ

（金融庁長官が指定する子会社）

第二条　規則第一条の三の二第二項に規定する金融庁長官が指定する子会社は、次の各号に掲げる銀行持株会社の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

一　前条第一号に掲げる者　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行

二　前条第二号に掲げる者　株式会社みずほ銀行

三　前条第三号に掲げる者　株式会社三井住友銀行

○金融庁・財務省・経済産業省告示第四号

株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）及び経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号）の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成二十年金融庁・財務省・経済産業省告示第二号）等の一部を次のように改正する。

平成三十年三月二十三日

金融庁長官　森　信親
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　世耕　弘成

（株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部改正）

第一条　株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
［第一章～第三章　略］	［第一章～第三章　同左］
第四章　信用リスクの標準的手法	第四章　信用リスクの標準的手法
［第一節～第五節　略］	［第一節～第五節　同左］
第六節　信用リスク削減手法	第六節　信用リスク削減手法
［第一款・第二款　略］	［第一款・第二款　同左］